

IP News Letter

2021年第10号



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

目次

- ◆ 最新の知財動向 ----- 2
 - 最高人民法院が「四級法院の審級機能の位置づけの改善に関する改革試行の実施弁法」を発表
 - 最高人民法院が独占禁止と不正競争防止の典型事例を発表
 - 「知的財産権強国建設綱要(2021～2035年)」を発表
- ◆ 典型的な案件の速報 ----- 5
 - 創作委託契約紛争事件
- ◆ トピックス ----- 9
 - 商標権侵害の視点で「真正品の並行輸入」問題を研究

最新の知財動向

最高人民法院が「四級法院の審級機能の位置づけの改善に関する改革試行の実施弁法」を発表

党中央による四級法院の審級機能の位置づけの改善に関する決定を徹底的に実行し、全国人民代表大会常務委員会による「四級法院の審級機能の位置づけの改革試行の展開を最高人民法院に授権する決定」(以下、「授権決定」という)を真剣に実施し、わが国の訴訟制度の整備を推進し、審級に関する制約・監督体系の構築を強化し、法律の正確な統一適用を実現するために、最高人民法院は9月27日、「四級法院の審級機能の位置づけの改善に関する改革試行の実施弁法」(以下、「試行実施弁法」という)を発表し、2年間にわたる試行を正式に開始した。試行を行う裁判所は「授権決定」及び「試行実施弁法」に従って、関連法令規定の適用を調整する。

「試行実施弁法」は全部で23条あり、改革試行の目標、主要な任務、試行範囲、期限及び支援措置などの内容を明確にし、試行の展開における具体的な根拠となっている。また、「試行実施弁法」の内容は主に以下の5つの面を含む。

- 一、四級法院の審級職能の位置づけを明確にすること
- 二、行政事件級別管轄制度を完備させること
- 三、事件の昇級管轄制度を完備させること
- 四、再審手続の改革
- 五、最高人民法院の裁判権力の運用メカニズムを完備させることである

また、「試行実施弁法」は試行の範囲、期限、組織・実施及び支援措置などについて定め、司法資源の配分が各級裁判所の審級機能の位置づけに合うように、各高級人民法院に対し、具体的な実施案と関連制度を適時に制定し、司法資源の配分を積極的に最適化し、組織編成、人員配置を基層と案件処理の第一線に傾斜させるよう求めている。

(出所:最高人民法院)

最高人民法院が独占禁止と不正競争防止の典型事例を発表

9月27日の午前、最高人民法院は記者会見を行い、独占禁止と不正競争防止の典型的な事例を発表した。最高人民法院民三庭の裁判長の林広海氏、知財法廷の副裁判長の朱理氏は関連状況を紹介し、記者の質問に答えた。最高人民法院ニュース局の王斌副局長が会見を主宰した。

今回発表された10件の典型的な事例は、給水サービスなどの民生分野に関する事例もあれば、標準必須特許などのハイテク分野における事例もあり、また、伝統的な商業秘密の侵害、市場での支配的地位の濫用などの不正競争、独占行為に関する事例もあれば、サクラによるレビュー投稿、ビデオ広告などの新しいタイプの不正競争行為に対する認定に関する事例もある。

記者会見で林広海氏は2018年以降の独占禁止及び不正競争防止事件に対する人民法院の裁判状況を紹介したうえで、最高人民法院が、中央政府による統一配置を確実に実施し、独占禁止法などの法律改正に積極的に参与し、競争法令規則を継続的に改善し、独占事件や商業秘密事件における挙証が難しいという問題を解決し、さらに、科学的で合理的な方法を利用して競争の有効性を評価し、ビッグデータ、人工知能など新しい分野・ビジネスモデルにおける審判方法をさらに健全化し、プラットフォーム企業の独占及び不正競争行為の認定基準を絶えず細分化・改善し、統一的・開放的で、秩序立った、競争の行われる市場システムの形成を推進しようとしていると述べた。

(出所: 人民法院が発行する新聞)



by Jassmine.FU

「知的財産権強国建設綱要(2021～2035年)」を発表

【新華社北京 9 月 22 日】中国共産党中央委員会と国務院の通達した「知的財産権強国建設綱要(2021-2035年)」が 22 日に発表された。これにより、知的財産権強国の建設加速への方針が整えられた。

綱要では、中国の特色ある、世界レベルの知的財産権強国を築き上げることは、国家の核心競争力の向上、高レベルの対外開放を拡大し、より高品質、効率的、公平、持続可能、及び安全な発展を実現し、より良い生活への国民の高まるニーズを満たす上で、重要な意義を持つと指摘した。

また、綱要では、「社会主義現代化のための知的財産権制度の構築」、「世界一流のビジネス環境を支える知的財産権保護制度の構築」、「革新的発展を促す知的財産権市場運営メカニズムの構築」、「人々にとって便利で有益な知的財産権公共サービスシステムの構築」、「知的財産権の質の高い発展を促進する人的・社会的環境の構築」、「グローバル知的財産権ガバナンスへの深い関与」の 6 つの面から知的財産権強国建設の重要課題をまとめ、「組織指導の強化」、「条件保障の強化」、「審査評価の強化」の 3 つの面から組織保障上の要求を示した。

(出所: 蘭州ニュースサイト)



by Jassmine.FU

典型的な Case Study

創作委託契約紛争案

北京亜美国際広告有限公司と北京拾月堂文化発展有限公司との創作委託契約紛争事件は、一審、二審、再審の各級裁判所による審理を経て、北京知識産権法院(以下、「北知」という)によって終審判決が下された。北知は、本件が指導的意義を有するとして、2021年10月9日、著作権契約紛争の典型事例として発表した。

// 案件の経緯 //

亜美広告会社と拾月堂文化会社とは、「新奥エネルギー社のプロモーションビデオ制作に関する契約書」(以下「新奥契約」という)を締結し、拾月堂文化会社が亜美広告会社のために「新奥エネルギー社のプロモーションビデオ」(以下、「PV」という)を制作することを約定した。亜美広告会社は、拾月堂文化会社が規定した日時に、規定を満たす PV とオリジナル音楽を納品しなかったと主張して提訴した。これを受けて、拾月堂文化会社は反訴を提起し、自社が契約書の規定に従って PV を提出し、かつ、検収されたと主張し、亜美広告会社が契約条項にある四期目の金額 27 万元を支払わなければならないと主張した。

一審裁判所は、「新奥契約」及びその別添書類は 2015 年 9 月 7 日に解除された、拾月堂文化会社は契約に違反したので、亜美広告会社に違約金 10 万元を支払わなければならないと判断した(北京市朝陽区人民法院(2015)朝民再初字第 43415 号)。

再審裁判所は、「新奥契約」及びその別添書類は 2013 年 12 月 28 日に解除された、拾月堂文化会社は契約に違反したので、亜美広告会社に違約金 44 万元を支払わなければならないと判断した。(北京知識産権法院(2015)京知民再終字第 1834 号)

// 事件の紛争の争点 //

北知は再審で、この事件が(1)契約解除請求権の基礎の確定、(2)契約解除の結果、という 2 つの法律問題に関わっていると判断した。以下、北知の判断を紹介する。

一、 契約解除請求権の基礎の確定

中国の「契約法」では、合意解除、約定解除及び法定解除という3つの契約解除の方法が規定されている。それぞれの法令規定に基づき契約を解除する場合、その適用要件が異なる。

1. 合意解除が適用されるか否か

合意解除と約定解除及び法定解除との違いは、一方的に解除するのではなく、契約双方の当事者が解除の効力、解除の結果について新たな合意を達成したことにある。本件では、亜美広告公司是相手方が規定した PV を納品しなかったため、根本的に違約したと主張したが、拾月堂文化公司是相手方が検収を拒否したうえ、規定を超えた要求を提出したことを理由に、相手方が先に契約に違反したと主張した。つまり、双方はいずれも相手方に違約行為があることを前提に契約解除に同意したのである。これは「契約法」第 93 条第 1 項に規定する当事者の合意の要件を満たさない。解除という結果に異議がないことを理由に、合意解除に該当すると認定すれば、契約解除条件の確認と適用を無視し、違約行為の認定と契約解除との関係を引き裂くことになる。

2. 約定解除が適用されるか否か

約定解除とは解除事由が発生する前に、当事者が契約解除条件に対して行う事前設定であり、一旦約定した違約行為が発生し、非違約側が契約を継続したくない場合に、解除権を行使することができる。本件契約において、乙が期限を過ぎてから、20 営業日を超えて納品しなかった場合、甲は一方的に契約を解除する権利があると規定しているが、契約履行の過程で、双方は厳格に約定された時間どおりに行わず、拾月堂文化公司是双方により約定された時間に遅れて契約を履行したが、亜美広告はこれを理由に契約解除しなかった。よって、亜美広告公司による契約解除請求は約定解除に基づくものではない。

3. 法定解除が適用されるか否か

法定解除は、客観的な原因による解除と違約行為による解除を含む。当事者が相手方の違約による契約解除を主張する場合、「契約法」第 94 条第 1 項第(二)号、第(三)号及び第(四)号に規定される情況(即ち、違約行為による解除)に該当するかどうか確定しなければならない。

双方は契約書で「もし芸術処理上の問題で、合意に至らなかった場合、甲(委託者)が最終的な決定を基準とする」と約定しているにもかかわらず、監督によるアイデアに対する把握、PV のスタイルなどの亜美広告公司からの要求は、一審判決が認定したように、確かに抽象的すぎる。よって、受託者は委託者の要求に従って修正せず、委託者が満足しないことを理由に、受

託者が契約違反したと認定することができない。これは委託創作契約の特徴及び契約履行の信義誠実の原則に基づいて出されたものである。

拾月堂文化公司はその後の修正を延期して、最終的に本件 PV を完成・納品しなかったため、契約に違反した。この違約行為の原因で、亜美広告公司の契約目的が実現できなくなった。亜美広告公司は第 94 条第 1 項 (四)号の規定を請求権の基礎として契約を解除するよう請求することができる。……従って、双方が締結した「新奥契約」の解除時期は 2013 年 12 月 28 日であると当裁判所は認定する。

二、 契約解除の結果

1. 「新奥契約」が 2013 年 12 月 28 日に解除されたことを確認する。

契約が解除された後、拾月堂文化公司がもう修正義務を負っておらず、しかも、亜美広告公司が残りの 27 万元を支払う義務も負っていない。

2. 契約解除後、原状回復が適用されるか否かは契約の性質、違約の程度、契約履行状況を考慮しなければならない。

双方が約定した契約履行段階と法廷審理において完成した 2 つのバージョンの PV、及び 2 つのバージョンの PV と双方に認められた撮影脚本との比較によって、拾月堂文化公司がすでに大部分の撮影任務を完成し、契約に規定される主要義務を履行し、かつ、完成した部分は基本的に双方の契約規定を満たしている。したがって、明らかにされた事実に基づき、拾月堂文化公司は 2 つのバージョンの PV の制作を行ったので、ほとんどのコストは既に実際に発生した。拾月堂文化公司の違約行為は創作の成果を最終的に完成・納品しないことにある。すでに創作が完成された部分について、亜美広告公司がすでに支払った 81 万元の契約金が、拾月堂文化公司がすでに履行した契約義務の対応する契約金を超えたことを立証していないという前提で、81 万元を返済するという亜美広告公司の請求は、原状回復といった形で支持することができない。

3. 拾月堂文化公司は最終的に創作成果を完成・納品しなかったため、亜美広告公司は損害を賠償するよう求めることができる。

「新奥契約」第 7 条第 4 号では「……ことが約定された。当該約定は期限を過ぎても納品されない場合に発生する違約責任に対する事前約定である」と約定された。本件において、拾月堂

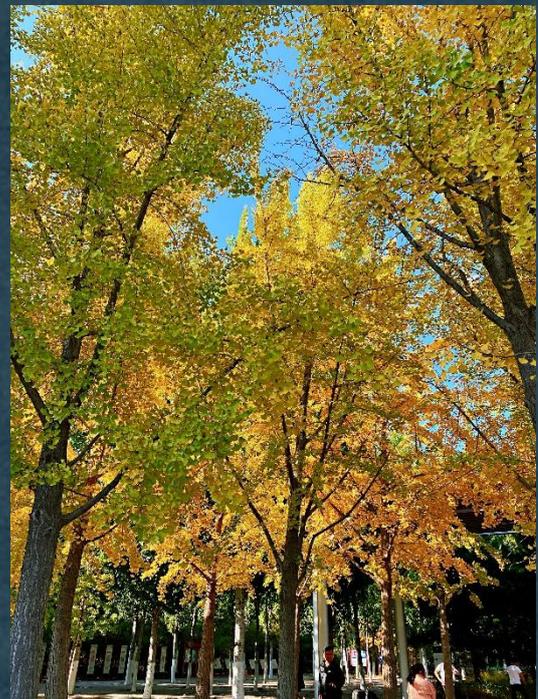
文化公司是正に期限を過ぎても納品していないという違約行為があるので、亜美広告会社の契約目的が実現できないこととなった。当該約定は約定解除権に関するものであるが、約定解除権と法定解除権はいずれも違約を前提としているので、同一性を有する。約定解除権を行使せず、法定解除権に基づき、契約を解除することは、当該条項を基に損害賠償を確定することに影響しない。……裁判所は約定に従って補償額を確定しなければならない。

//結論//

契約委託紛争案では、契約解除請求権の基礎を正確に認定し、契約の性質、違約の程度、契約履行状況などを総合的に考慮して解除の結果を確定すべきである。



by Jassmine.FU



トピックス

商標権侵害の視点で「真正品の並行輸入」問題を研究

「並行輸入」とは、合法的に生産および販売された商品を輸出することを指す。この観点によれば、「並行輸入」理論にはグレーゾーンはない。灰色で神秘的なものは、流通経路、即ち、これらの商品が輸入国に入るルートにあると考えている。輸入国では、特に異なるルートを通じて商品をより高い販売価格で取得する企業に対しては、これらの商品は深刻な損害を引き起こす可能性がある。本文では「真正品の並行輸入」が商標権侵害に該当するか否かを検討する。

一、同一商標権者について

王遷は、「真正品の並行輸入」とは、商標権者が当該登録商標を使用した商品を特定の国や地域のみで販売することを許可するが、誰かがその商品を市場から購入して、同一商標権者が商標を登録している別の国または地域へ輸入して、販売する行為であると解釈している。この定義の前提条件は同一商標権者であるが、同一商標権者についてはどう理解すればいいか？

南京童年時光公司与麦樂購公司との商標権侵害紛争再審事件において、再審裁判所は以下のように判断した。

形式から見れば、本件商品の出所が、童年時光公司から第 1078186 号の「ハートマーク」の使用ライセンスを得た米国会社であるが、事件証拠からわかるように、童年時光公司が米国会社に商標の使用を許諾する前提は、米国会社が童年時光公司に商品を直接供給することである。つまり、米国会社に付与された商標使用ライセンスには条件が付されている。もし、米国会社が第 1078186 号の「ハートマーク」図形商標を使用した商品を童年時光公司以外の主体に販売する場合、米国会社による当該商標の使用は付された条件を満たしていないために合法性を喪失し、許可されない使用になる。この時、麦樂購公司が海外から輸入・販売している本件商品と童年時光公司社が国内で販売している「ハートマーク」図形商標を付した商品とは出所の同一性を有するが、本件商品の生産者と第 1078186 号商標「ハートマーク」の商標権者は異なるうえ、両者は関連関係をもっていないことから、本件商品は一般的な意味での並行輸入品に該当しない。

以上の事例から、「並行輸入」を構成するには、まず主体条件を満たさなければならない。すなわち、並行輸入商品に使用される商標の権利者と当該商品の域外生産者は同じ主体であり、或いは、双方は実際の支配関係を持つべきである。さもないと商標権侵害となる。

二、商標権の消尽の原則の適用

同一商標権者という条件を満たした場合、「真正品の並行輸入」は常に商標権侵害にならないのか？この問題はまた商標権の消尽の原則に関わっている。商標は地域性を持っている。商標権の消尽は国際的な消尽を指すか、それとも国内の消尽を指すか？当該問題に対する理解と適用は、「真正品の並行輸入」の商標侵害の認定にも直接影響する。

海糸騰公司与東逸家具店等との商標権侵害紛争、不正競争紛争事件において、二審裁判所以下のように判断した。

中国の商標法では、商標の並行輸入、商標分野において、権利消尽原則が適用されるかどうかについて、明確な法的規定がない。したがって、東逸家具店による本件並行輸入商品の販売行為が商標権侵害に該当するか否かは「商標法」に定められる商標権侵害の具体的な状況に基づき判断すべきである。

現時点で、商標権の消尽は国際的な消尽を指すか、それとも国内の消尽を指すかについて、まだ明確な規定がないので、筆者は現段階では二審裁判所の観点を採用し、「真正品の並行輸入」については、依然として商標の基本機能と法律で明確に規定されている商標権侵害の具体的な状況に基づき、審査し、判定するのが妥当であると考えます。

三、商標の基本的な機能を判断基準とする

「真正品の並行輸入」が商標権侵害に該当するかどうかを判断する際、「真正品の並行輸入」が商標の識別機能と品質保証機能に影響するかどうかを主に考慮すべきだと筆者は考える。

(一) 商標の識別機能を果たすか否か

絶対公司、保樂力加公司与隆鑫源公司との商標権侵害紛争、不正競争紛争事件において、裁判所は以下のように判断した。

隆鑫源公司が販売する、被疑侵害商品に不透明な中国語の白いラベルが無断で貼り付けられた。……商標権侵害に該当する。経営者が商品の識別コードを消し、…商標の識別機能に

影響を与えた。……真正品の出所及び販売ルートに対する消費者の混同・誤認を招いてしまう。
……商標権侵害に該当する。

上記のケースから分かるように、並行輸入の真正品に中国語のラベルを無断で貼ったり、識別コードを消したり、商標を隠したりして商品の外装・装飾を変えて、消費者に混同や誤認を生じさせる行為は商標侵害に該当する。

(二) 商標の品質保証機能を果たすかどうか

商標の品質保証機能というのは、並行輸入された真正品が商標権者或いは被許諾者が生産・販売した商品と同じ登録商標を使用するので、同一の品質を有するべきであり、さもないと、商標の品質保証機能を実現できず、更に商標権者の名誉を損ない、商標専用権を害することになることを指す。

大王株式会社、大王(南通)公司与森淼公司との商標権侵害事件において、裁判所は以下のように判断した。

中国の紙おむつの再浸透量に関する国家標準によれば、再浸透量が 10 g 以下であれば、合格商品に該当する。合格値内の再浸透量の数値に極端な相違がなければ、実質的な影響があるかどうかについて、現存の証拠では明確に示されたり説明されたりしていない。再浸透量指標は紙おむつ浸透性能に関する指標であり、紙おむつ商品の品質に関する若干の指標の一つであり、合理的な限度内でそれが製品全体の品質に実質的な影響があるかどうかについて、現時点で証明されていない。従って、再浸透量指標の相違は製品品質の実質的な相違を招いていないと認定した。

欧宝公司与施富公司との商標権侵害紛争、不正競争紛争事件において、被疑侵害商品が消費者の混同を招いていない前提で、アフターサービスの相違は製品の実質的な相違に該当しないと裁判所は認定した。同裁判所は更に以下のように判断した。

欧宝公司の主張が成立すれば、商標権者及び被許諾者が自ら区別標識を付けて、かつ相違のあるアフターサービスを提供する場合、輸入者は権利侵害を避けるために、たとえ製品の出所が正当であるとしても、商品間のさまざまな相違を全面的にチェックする必要がある。このようなやり方は輸入者の注意義務と商品取引コストを不当に増加させ、商品の自由流通にとって有益ではない。

以上の事例をふまえると、実務において権利者の合法的権益を守るために、同一の商標権者、商標の識別機能、品質保証機能などで「真正品の並行輸入」が登録商標専用権を侵害するかどうかを総合的に判断することができるだろう。

(筆者：北京天達共和法律事務所 張連軍氏 陳雨露氏)



by Jassmine.FU

お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : ip@east-concord.com

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号
亮馬河大廈 1 座 20 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100004



上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号
上海白玉蘭広場 11 階

Tel: (86-21) 5191 7900

Fax: (86-21) 5191 7909

郵便番号: 200080



深セン支所

住所: 深セン市福田区福華三路
国際商会中心 2205 室

Tel: (86-755) 2633 8900

Fax: (86-755) 2633 8939

郵便番号: 518048



武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街
191 号金禾センター 29 階

Tel: (86-27) 8730 6528

Fax: (86-27) 8730 6527

郵便番号: 430074



杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路
358-369 号宏程國際大廈 29 階

Tel: (86-571) 8501 7000

Fax: (86-571) 8501 7085

郵便番号: 310020



成都支所

住所: 成都市高新區天府二街 99 号
天府金融大廈 A 座 15 階

Tel: (86-28) 6010 8998

Fax: (86-28) 6010 9008

郵便番号: 610094



南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴區江東中路
347 号國金センターオフィスビル
一期 36 階

Tel: (86-25) 6811 1288

Fax: (86-25) 6811 1208

郵便番号: 210019

